

も、療治を得れば、平常の人に異なる事なきやうにみゆる也。番町の御家人何がしの息女、片目あしかりしを、入眼せしかば、よき目よりはよくみなさるゝやうに成たり、但それ玄りて心をとめ、されば、人見のはたらかざるゝへ、入眼の事とは志らるれども、うちつけにしらぬ人の指向ひたるには、さらに入眼成とも見わけがたきほどなり。其のち、此息女、かたわをかくして、媒介によりて、婚娶の事さだまり、縁付たりと云、又大門通に馬具をあきなひするもの、師走ころ、牛込の邊へ馬具のあたひを請取に行たる歸路に、夜陰、盜賊にあひて切付られ、ぐるとて鼻を切落されぬ、にげ歸て、いそぎ入鼻の醫師を覗て、療治せしかば、木をきざみて、鼻の形になし、付そへたりしに、元來の鼻の色と少もたがふ事なく、寄特成る事に、人もあさみいひとり、但酒徒成故、沈醉におよぶときは、顔色あかく成に玄たがつて、鼻の色ばかりかはらず、たしかに入鼻わかれて見えたりとぞ。

〔政事要略九十五至要雜事〕又○醫云、醫生既讀諸經、○中二人學耳、目口齒、各專其業。

〔萬安方二十九〕論曰、腎氣通於耳、心寄竅於耳、氣竅相通、若窓牖然、音聲之來、雖遠必聞、若心腎氣虛、料神失守、氣不宣通、内外窒塞、斯有聾聵之病、經所謂五臟不和、則九竅不通是也。

又曰、耳聾之證有二、一者有腎虛精脫而聾者、其候、面色黑、二者經脈氣厥而聾者、其候、耳中輝々焞々、或耳中氣滿是也、審而治之。

〔看聞日記〕應永廿三年四月廿六日、御所様○後松此間御耳ホ、メキテ不聞、昌耆有御尋、龜ヲ水ニ洗テ、アヲノケテ、鏡ノ影ヲ令見之時、小便ヲスベシ、其シトヲ良藥ニ合テ、御耳ニ可入之由申、良藥獻之、仍宇治川之龜ヲ捕、如然鏡ヲ令見、則小便ヲ出ス、醫師如申也、嚴重事歟。

〔渡邊幸庵對話〕一石龜の小便、耳のきこへ不申に入候へば能候、此龜は龜甲有之にて候、此小便を取申候には、龜の口へ山椒を一二粒入候へば、其儘小便をいたし候、